都市創造

1　都市計画（都市づくり推進課）

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、健康で文化的な都市をつくることを目的とするものである。本市においても無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するとともに、市街化区域においては適正な土地利用を図るため用途地域等の地域地区を定めている。また、必要な都市施設等の都市計画決定を適宜行うとともに、引き続きこれらの都市基盤整備を積極的に進めている。これら都市計画法の規定に基づき定められた地域地区や都市施設内での建築等に対しては、届出の受理、許可等を行っている。

都市計画決定一覧（市域）　　（令和８年３月３１日現在）

※H27．4．1改測による修正

種別	規模	決定年月日(最終)
都市計画区域	※約 10,529ha	H16. 3.30
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		R2. 10.30
区域区分		
市街化区域	約 3,344ha	H30. 3.28
市街化調整区域	※約 7,185ha	〃
都市再開発の方針		H30. 2.28
住宅市街地の開発整備の方針		H30. 2.28
用途地域	約 3,344ha	R 7. 7. 1
第一種低層住居専用地域	約 662ha	
第二種低層住居専用地域	約 6.3ha	
第一種中高層住居専用地域	約 1,150ha	
第二種中高層住居専用地域	約 421ha	
第一種住居地域	約 371ha	
第二種住居地域	約 115ha	
準住居地域	約 25ha	
近隣商業地域	約 78ha	
商業地域	約 53ha	
準工業地域	約 368ha	
工業地域	約 94ha	

種別	規模	決定年月日(最終)
防火地域または準防火地域		R 6. 3. 4
防火地域	約 62ha	
準防火地域	約 2,614ha	
風致地区	約 227.5ha	H16.12.28
生産緑地地区	約52.90ha	R 8. 1. 21
促進区域		
市街地再開発促進区域	約 2.9ha	H 5.12. 6
土地区画整理促進区域	約 11.7ha	H10. 3.30
市街地再開発事業		
国鉄高槻駅前地区第一種市街地再開発事業	約 2.7ha	S48. 2.14
JR 高槻駅北地区第一種市街地再開発事業	約 2.9ha	H 5.12. 6
土地区画整理事業		
阪急上牧駅北土地区画整理事業	約 11.7ha	H10. 3.30
JR 高槻駅北東土地区画整理事業	約 9.3ha	H20. 7. 4
成合南土地区画整理事業	約 9.9ha	H30. 3.28

特別用途地区	約 5.8ha	H16.12.28
高度地区	約 2,241ha	R 7. 7. 1
第１種高度地区	約 669ha	
第２種高度地区	約 1,572ha	
高度利用地区	約 5.8ha	H16.12.28
JR高槻駅南地区	約 2.9ha	
JR高槻駅北地区	約 2.9ha	
都市再生特別地区	約 5.8ha	H16.12.28

地区計画		
阪急上牧駅北地区地区計画	約 11.7ha	H16.12.28
日吉台地区地区計画	約 3.6ha	H16.12.28
JR高槻駅北東地区地区計画	約 9.3ha	H20. 7. 4
日吉台一番町地区地区計画	約 2.9ha	H21.11.30
日吉台四番町地区地区計画	約 1.7ha	H27. 8. 7
成合南地区地区計画	約 14.4ha	H30. 3.28
川添一丁目東地区地区計画	約 4.6ha	R7. 7. 1

種別	規模	決定年月日(最終)
都市計画道路	39路線 L=86,864m	H31. 2.28
新名神自動車道	W=18～82m L=10,630m	H30. 3.28
茨木寝屋川線	W=34.5～40.5m L=400m	H18. 8.11
十三高槻線	W=22～68m L=8,080m	H31. 2.28
牧野高槻線	W=26～32m L= 300m	H31. 2.28
芥川原線	W=22～28m L=3,100m	H21. 1. 9
高槻茨木線	W=22～25m L=3,350m	H18. 8.11
富田奈佐原線	W=18～32m L=3,470m	R 6. 3. 4
南平台日吉台線	W=22～25m L=3,450m	H30. 3.28
高槻南駅前線	W=22～25m L= 590m	H31. 2.28
富田北駅前線	W=22m L= 70m	〃
枚方高槻線	W=20～25m L=5,150m	〃
高槻北駅南芥川線	W=18～26m L= 680m	〃
大阪京都線	W=16～34m L=9,340m	H25. 8.12
別所日吉台線	W=12～16m L=2,570m	H29. 2.10
宮田塚原線	W=16m L=2,430m	〃
高槻駅前線	W=15m L= 310m	H21. 1. 9
上田辺芥川線	W=14～25m L= 800m	〃
高槻駅緑町線	W=14～21m L=1,980m	H31. 2.28
北園城北線	W=22m L= 164m	H29. 2.10
東五百住下の口線	W=12～24m L=4,680m	〃
都市高速鉄道	約 7,270m	H16.12.28

種別	規模	決定年月日(最終)
真上安満線	W=12～22m L=2,670m	H26. 2.19
下の口宮之川原線	W=14m L=1,230m	H18. 8.11
上牧島本線	W=12～16m L= 620m	〃
中小路津之江線	W=12m L=2,470m	〃
阪急北側線	W=12～16m L=1,130m	H29. 2.10
永楽大塚線	W=14m L=2,810m	H29. 2.10
富田南駅前線	W=18～28m L= 270m	〃
富田唐崎線	W=12m L=1,480m	H18. 8.11
郡家茨木線	W=12m L=2,770m	〃
芥川上の口線	W=12～22m L=4,130m	〃
富田芝生線	W=12～18m L=2,240m	〃
富田北駅宮田線	W=14m L=1,380m	〃
上牧駅前線	W=16m L= 50m	〃
寺谷日吉台線	W=14m L= 210m	〃
古曽部天神線	W=18m L= 690m	H21. 1. 9
古曽部白梅線	W=13～14m L= 390m	H20. 7. 4
南駅前１号線	W=9～12m L= 310m	H18. 8.11
阪急南側線	W=6m L= 370m	〃
南駅前２号線	W=9m L= 100m	〃
高槻自転車駐車場	約 1,000 台	H16.12.28

都市計画公園	53公園　約122.22ha				
真上南公園	約 0.11ha	H16.12.28	塚原北公園	約 0.22ha	H16.12.28
真上北公園	約 0.23ha	〃	弥生が丘町公園	約 0.28ha	〃
筒井池公園	約 0.20ha	〃	南平台第二公園	約 0.34ha	〃
日吉台中央公園	約 0.31ha	〃	別所本町公園	約 0.70ha	〃
日吉台南公園	約 0.22ha	〃	芝谷町中央公園	約 0.70ha	〃
日吉台東公園	約 0.47ha	〃	新真上第三公園	約 0.64ha	〃
南松原公園	約 0.13ha	〃	上土室公園	約 0.36ha	〃
富寿栄公園	約 0.14ha	〃	上土室北公園	約 0.20ha	〃
柳川公園	約 0.23ha	〃	奈佐原公園	約 0.83ha	〃
安岡寺西公園	約 0.10ha	〃	奈佐原西公園	約 0.20ha	〃
昭和台北公園	約 0.12ha	〃	紫町公園	約 0.41ha	〃
津之江西公園	約 0.11ha	〃	緑が丘公園	約 1.90ha	〃
北昭和台公園	約 0.10ha	〃	芥川公園	約 0.86ha	R3. 2.16
天王町公園	約 0.17ha	〃	南平台中央公園	約 1.20ha	H16.12.28
藤の里公園	約 0.23ha	〃	津之江公園	約 3.20ha	H16.12.28
真上東公園	約 0.20ha	〃	上の池公園	約 2.70ha	H16.12.28
津之江北公園	約 0.11ha	〃	清水池公園	約 2.20ha	H18.12. 8
城南町東公園	約 0.11ha	〃	高槻城公園	約 5.70ha	R3. 2.16
安岡寺北公園	約 0.42ha	〃	古曽部防災公園	約 4.50ha	H21.11.27
新日吉台公園	約 0.19ha	〃	萩谷総合公園	約30.00ha	H16.12.28
川西公園	約 0.19ha	〃	安満遺跡公園	約20.90ha	H27. 8. 7
南平台南公園	約 0.15ha	〃	摂津峡公園	約37.20ha	H16.12.28
大和北公園	約 0.19ha	〃	緑地(淀川河川公園)	約242.3ha	H16.12.28
天神町公園	約 0.30ha	〃	墓園(安満山墓園)	約 33.0ha	H16.12.28
登町中央公園	約 0.38ha	〃	高槻市ごみ焼却場	約 7.4ha	H16.12.28
登町南公園	約 0.31ha	〃	火葬場(葬祭センター)	約 1.79ha	H16.12.28
柱本公園	約 0.80ha	〃	公共下水道		
富寿栄南公園	約 0.13ha	〃	淀川右岸流域		
塚原東公園	約 0.27ha	〃	関連公共下水道	約4,218ha	H26. 1.23
富寿栄西公園	約 0.19ha	〃	安威川流域関連		
春日町公園	約 0.17ha	〃	公共下水道	約 422ha	H16.11.17

①　都市計画法第５３条第１項の建築許可

区分／年度	許可件数
令和７年度	１１

②都市計画法第５８条の２第１項の地区計画の届出

区分／年度	届出受理件数
令和７年度	3

２　市街地整備事業（都市づくり推進課）

⑴ 国鉄高槻駅前市街地再開発事業

本事業では、ＪＲ高槻駅の南側に位置する約２．７ｈａの地区において、市施行による市街地再開発事業により、駅前広場や都市計画道路など約１．７ｈａの公共施設と３棟の建築物を整備し、土地利用の高度化と都市機能の更新を図っている。昭和４６年３月に都市計画決定し、昭和５４年１０月に竣工した。なお、総事業費約２５８億円、このうち補助金等としては国が約４４億円、府が約８億円、市が約４１億円の合計約９３億円であった。

⑵ ＪＲ高槻駅北地区市街地再開発事業

本事業では、ＪＲ高槻駅の北側に位置する約２．９ｈａの地区において、組合施行による市街地再開発事業により、円滑な交通機能の確保とターミナル機能の向上のための駅前広場など１．６ｈａの公共施設と、利便性・快適性・防災性に配慮した住宅・商業機能を有する建築物の整備により、本市の北の玄関口にふさわしい総合的な機能集積を図った。平成５年１２月に都市計画決定し、平成１７年３月に事業が完了した。なお、総事業費は約４２７億円、このうち補助金等としては国が約８８億円、府が約２６億円、市が約５９億円の合計約１７３億円であった。

⑶ 阪急上牧駅北特定土地区画整理事業

本事業では、阪急上牧駅の北側に位置する約１１．７ｈａの地区において、組合施行による土地区画整理事業により、駅前広場や都市計画道路など約３．９ｈａの公共施設と良好な宅地を整備し、鉄道駅前という立地特性を活かした新市街地の形成を図った。平成１０年３月に都市計画決定し、平成１９年１月に事業が完了した。なお、総事業費は約５４億円、このうち補助金等としては国が約７億円、府が約７億円、市が約２０億円の合計約３３億円であった。

⑷ 都市再生緊急整備地域内の民間プロジェクト

平成１６年５月に都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域に指定された「高槻駅周辺地域」における二つの民間プロジェクトの状況は、以下のとおりである。

①　大阪医科薬科大学　教育研究・医療・環境機能高度化事業

ア　概要

本事業では、阪急高槻市駅の北側に位置する約５．８ｈａの地区において、大阪医科大学（現：大阪医科薬科大学）の建て替えと市民開放や良好な都市環境に資する施設整備により、教育研究・医療機能の充実強化と都市機能の高度化を図っている。

イ　主な経過

平成１６年　７月	大阪医科大学が都市計画提案書を府に提出
平成１６年１２月	府が都市再生特別地区を都市計画決定
平成１７年　７月	大阪医科大学が新総合棟（病院７号館）を竣工
平成１７年１２月	大阪医科大学が新講義実習棟（ＰＡ会館）を竣工
平成１９年　３月	大阪医科大学が別館（歴史資料館）第１期改修工事を竣工
平成１９年１１月	大阪医科大学が歴史資料館を公開

平成２２年　２月　　市が都市計画道路阪急北側線拡幅工事を竣工し、供用開始
平成２６年　６月　　大阪医科大学が南側の広場（ポケットパーク）を再整備
平成３０年　３月　　関西ＢＮＣＴ施設管理合同会社が大阪医科大学敷地内に関西ＢＮＣＴ共同医療センターを竣工
令和　４年　５月　　大阪医科薬科大学が新本館Ａ棟（病院本館）を竣工
令和　７年　５月　　大阪医科薬科大学が新本館Ｂ棟（病院本館）を竣工
令和　７年１１月　　大阪医科薬科大学が第１研究館を竣工

②　ＪＲ高槻駅北東地区　都市開発事業

ア　概要

本事業では、ＪＲ高槻駅の北東に位置する約９．３ｈａの地区において、組合施行による土地区画整理事業での道路・公園など約２．６ｈａの公共施設の整備と、民間事業者による商業・業務・居住・福祉・文教・交流機能等の集積を図る７棟の施設建築をあわせた都市開発事業により、中核市高槻の玄関口にふさわしいまちづくりの推進を図った。平成２０年７月に都市計画決定し、平成２５年３月に土地区画整理事業が、平成２８年１１月に計画された施設建築物の整備が完了した。

なお、整備された公共施設と公益的施設を高質・効率的に維持するため、地元維持管理組織と連携し、官民一体となった維持管理を行っている。

イ　事業費等

・土地区画整理事業

総事業費は約５４億円、このうち補助金等は約２０億円で、国、府、市それぞれ約１／３であった。

・公開デッキ整備

総事業費は約５億円、このうち補助金等は国、市ともに総事業費の約１／３で合計約３億円であった。

(5) 成合南土地区画整理事業

本事業では、高槻インターチェンジ周辺約９．９ｈａの地区において、組合施行による土地区画整理事業により、区画道路、公園・緑地等の公共施設と産業競争力の向上に資する良好な宅地を整備し、立地特性を活かした新市街地の形成を図っている。

①　主な経過

平成２７年　３月　　「高槻市成合南土地区画整理準備組合」設立
平成３０年　３月　　市が土地区画整理事業等を都市計画決定
平成３０年　８月　　市が「高槻市成合南土地区画整理組合」の設立認可（事業認可）
平成３０年１１月　　組合が工事着手
平成３１年　３月　　組合が仮換地の指定
令和　５年　３月　　組合が全ての公共施設整備を完了
令和　５年１１月　　市が土地区画整理事業の換地計画を認可

②　事業費等

総事業費は約２９億円を予定し、このうち補助金等としては国が約２億円、市が約５億円の合計約７億円を支出している。

３　景観・屋外広告物（都市づくり推進課）

⑴ 景観形成事業

平成２１年３月に「高槻市景観条例」を制定、「高槻市景観基本計画」及び「高槻市景観計画」を策定し、景観法及び景観条例に基づく大規模建築物等の届出審査や、市民の景観意識醸成を目的とした出前講座を行うなど、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりの推進に取り組んでいる。

⑵ 屋外広告物事業

中核市となった平成１５年度にそれまで大阪府が行っていた屋外広告物に関する事務が権限移譲されたことから、良好な景観形成及び公衆に対する危害防止を目的とした「高槻市屋外広告物条例」を施行し、屋外広告物法及び屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の許可、屋外広告業の登録・特例届出受理、市民生活環境部清掃業務課等と連携した違法屋外広告物（貼り紙、貼り札、立看板、広告旗等）の簡易除却等を行っている。

また、国が定める屋外広告物適正化旬間（９月１日～１０日）の取組として、平成２５年度から啓発キャンペーンを実施するなど、屋外広告物の適正化を図っている。

４　バリアフリーに関する取組（都市づくり推進課・道路課）

⑴ 高槻市バリアフリー基本構想

本市では、高齢者、障がい者等を含む多くの市民の参加を得て、平成２３年９月に「高槻市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）」（令和４年３月改定）を策定した。

基本構想では、総合的なバリアフリーの推進を目的として、「人にやさしいまち、人がやさしいまち」を基本理念と定め、誰もが安全にかつ安心して移動し、施設利用ができるバリアフリー化された都市の実現を目指し、ハード面の整備に加えて、心のバリアフリーの取組をバランスよく推進するよう位置付けている。

⑵ バリアフリー推進協議会

基本構想に基づきバリアフリー化のスパイラルアップ（段階的・継続的改善）を図ることを目的として、高齢者や障がい者を含む市民、交通事業者、道路管理者、公安委員会、商業者団体、関係行政機関等で構成する高槻市バリアフリー推進協議会を設置し、バリアフリー事業の進捗状況や事業予定等について協議・調整を行っている。

⑶ ハード整備の取組

基本構想を踏まえ、市域の道路については、歩道設置や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に取り組んでいる。

⑷ 心のバリアフリーの取組

バリアフリーの推進に当たっては、交通事業者や行政関係者だけではなく、市民の参画が欠かせないことや、大人だけではなく子どもの頃からバリアフリーの概念を理解して行動することが重要となる。

そのため本市では、毎年、市内の小学生を対象に「バリアフリー総合学習（以下「総合学習」という。）」を実施している。この総合学習は行政関係者だけではなく、障がい当事者にも参画いただき、バリアフリーとは何かを学ぶ授業、車椅子やアイマスクの擬似体験、障がい当事者との懇談会等を実施している。

実施年度	実施校
令和７年度	北大冠小学校、玉川小学校、高槻小学校

５　開発指導（審査指導課）

開発行為等に伴う広範な問題に対処するため、「開発事業の手続等に関する条例」「高槻市ホテル等建築の適正化に関する条例」「高槻市ぱちんこ遊技場の建築規制に関する条例」を定め、開発行為・建築行為について事前調整及び指導を行っている。

開発許可制度にかかるもの及び宅地造成工事規制区域内の宅地について、それぞれ審査し、許可処分をしている。また、建築基準法に基づく道路位置指定も行っている。

(1) 開発事業の手続等に関する条例及び開発事業調整委員会取扱件数

区　分	開発事業の手続等に関する条例受付		開発事業調整委員会への上程案件	
年　度	件　数	面　積	件　数	面　積
令和７年度	102 件	1,467,162.29 ㎡	19 件	50,040.60 ㎡

(2) 中高層建築物に関する事前協議

（令和７年度）

区　分	市街化区域											市街化調整区域	合計
	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域		
協議件数	0	0	2	3	2	1	0	2	1	1	1	0	13

※　敷地が用途地域の２以上にわたる場合、その敷地全体を敷地の過半の属する地域にあるものとみなす。

(3) 共同住宅に関する事前協議

（令和７年度）

区分			戸数規模			利用形態			中高層建築物適用
			1 ～ 25	26 ～50	51 以上	分譲	賃貸	その他	
世帯向	件数	31	27	2	2	3	28	0	6
	戸数	529	277	81	171	217	312	0	280
単身向	件数	4	4	0	0	0	4	0	0
	戸数	42	42	0	0	0	42	0	0
混合	件数	5	5	0	0	0	5	0	0
	世帯向	26	26	0	0	0	26	0	0
	単身向	38	38	0	0	0	38	0	0
合計	件数	40	36	2	2	3	37	0	6
	戸数	635	383	81	171	217	418	0	280

(4) ホテル等建築に関する事前協議

区分／年度	届出件数	同意件数
令和７年度	0	0

(5) ぱちんこ遊技場建築に関する事前協議

区分／年度	届出件数	同意件数
令和７年度	0	0

(6) 開発行為等の申請件数

区分／年度	開発許可申請		宅地造成及び特定盛土等規制法許可申請		道路位置指定申請	
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
令和７年度	39	61,519.86	16	13,247.04	4	468.21

６　建築指導（審査指導課）

建築基準法に基づく建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準により、建築物の建築計画が、法令に定める基準に適合しているかどうかを審査し、中間及び完成後の建築物の検査を行うとともに、これらを指定確認検査機関が行う場合には調査報告書の発行業務を行っている。基準に適合しない建築物については指導し、建築物を安全かつ健康で文化的な住宅として維持できるよう耐震診断・耐震改修設計費用・耐震改修工事費用・除却工事費用の助成及び建築協定の推進を行っている。また、道路通行者の安全を確保するため、危険なブロック塀等の撤去助成を行っている。

(1) 確認申請用途別受付件数

（令和７年度）

区分	専用住宅	長屋住宅	共同住宅	寄宿舎	併用住宅	小・中・高・大学等の学校等	神社・寺院・教会その他	事務所	老人ホーム・保育所他	児童福祉施設等	診療所	病院	工場・作業所	遊戯・興行場	店舗・大型店舗	飲食店	展示場・銀行の支店・損保代理店等	車庫	倉庫	ホテル・旅館	公共用・他	建築設備・工作物
市	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	9	5
民間	1079	15	32	1	2	0	3	9	7	0	2	0	9	0	7	2	1	7	9	0	1	46
計	1080	15	32	1	2	2	3	9	7	0	2	0	9	0	7	2	1	7	11	0	10	51

(2) 建築指導行政事務の処理概要

区分／年度	許可関係		優良住宅	
	許可申請件数	許可件数	申請件数	認定件数
令和７年度	18	19	0	0

7 道　路（管理課・道路課）

道路環境改善、交通安全の確保、道路維持管理の充実を図っている。

(1) 都市計画道路及び市道の整備等

本市の交通環境の向上を図るとともに、安全で利便性の高い道路空間を構築するため、都市計画道路及び市道の整備を推進している。

(2) 新名神高速道路

新名神高速道路の全線開通に向けて、八幡京田辺ＪＣＴ・ＩＣから高槻ＪＣＴ・ＩＣ間の整備促進のため、西日本高速道路(株)の事業を支援している。また、高槻ＪＣＴ・ＩＣ周辺地域の振興等を図るため、関連道路である萩之庄梶原線の未整備区間の整備に取り組んでいる。

(3) 国及び府施行の道路・街路事業

① 国施行の事業

国道１７１号における渋滞の緩和を図り、安全な交通環境の実現を図るため、国による交差点改良の整備促進を要望するとともに、南芥川町交差点改良については、国と連携して事業促進を図っている。

② 府施行の事業

大阪府整備の十三高槻線、牧野高槻線（渡河部）、高槻東道路（延伸部）、富田奈佐原線について、府市連携して事業促進を図っている。

8 交通安全対策（管理課）

(1) 交通安全啓発

「交通事故をなくす運動」を推進するため、高槻市交通安全推進協議会を中心に、春・秋の全国交通安全運動や、高槻市交通安全推進月間中の各種啓発行事、市広報誌・ホームページ等にて啓発活動を行っている。

また、交通安全教育では、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層を対象とした交通安全教室や、各種イベント・街頭指導等を実施している。その中では特に、平成２７年１０月に施行した「高槻市自転車安全利用条例」の周知啓発を行うことで、市民の自転車利用に関する交通安全意識の向上を図っている。

交通事故発生状況（令和７年）　（高槻警察署管内）

総件数	人身事故			物損事故
	件数	死者	傷者	
7,702 件	572 件	3 人	617 人	7,130 件

(2) 放置自転車対策

① 放置自転車に対する取組

放置自転車問題を中心とした自転車対策については、高槻市自転車対策策定委員会の答申に基づいた「高槻市自転車の駐車秩序の確立に関する条例」を昭和５７年４月に制定し、自転車駐車場の整備や放置自転車防止に関する啓発・規制を実施してきた。

こうした取組により、放置自転車移動台数は年々減少し、令和７年１１月調査日時点での放置自転車の瞬間駐輪台数は約５３台となっている。

② 放置自転車保管・リサイクル施設

施設名	所在地	面積(㎡)	収容台数(台)	備考
自転車保管再生センター	前島一丁目 35-2	3,523	1,300	①放置自転車の保管及び返還 返還日時 平日（月～金曜日）午前 10 時～午後 7 時 土曜・日曜日　午前 10 時～午後 5 時 閉所日 第 1・第 3 日曜日、祝休日、年末年始 ②市民リサイクル（随時） ③インターネットオークションを利用したリサイクル（随時）

③ 移動保管費用

（平成２４年４月１日改定）

自　　転　　車	2,500 円
原動機付自転車	4,000 円

④ 自転車駐車場の状況

公設・民営自転車駐車場

（令和８年４月１日現在）

地区		公設		民営		合計	
		箇所数	収容可能台数	箇所数	収容可能台数	箇所数	収容可能台数
JR	高槻駅周辺	6	6,227	43	9,397	49	15,624
	摂津富田駅周辺	1	1,794	16	2,526	17	4,320
阪急	高槻市駅周辺	0	0	41	6,454	41	6,454
	富田駅周辺	0	0	18	2,480	18	2,480
	上牧駅周辺	1	1,714	4	359	5	2,073
合計		8	9,735	122	21,216	130	30,951

公設有料自転車駐車場

（令和８年４月１日現在）

整理番号	名称	収容可能台数（台）	区分／種別	料金（円） 通常 一時	昼間 一時	定期 1か月 学生	定期 1か月 一般	定期 3か月 学生	定期 3か月 一般
1	市立高槻駅北第２自転車駐車場（ＪＲ高槻駅北）	940	自転車	200	100	1,400	2,900	3,900	8,100
			原付	300	150	4,000		11,400	
2	市立高槻自転車駐車場（ＪＲ高槻駅南）	1,050	自転車	－	－	1,400	2,900	3,900	8,100
3	市立高槻駅南自転車駐車場（ＪＲ高槻駅南）	137	自転車	－	－	2,100		6,000	
			原付	－	－	3,700		10,500	
			自二小型	－	－	4,200		12,000	
			自二中型	－	－	5,300		15,000	
			自二大型	－	－	6,300		18,000	
4	市立摂津富田駅前自転車駐車場（ＪＲ摂津富田駅北）	1,794	自転車	200	100	1,300	2,100	3,600	6,000
			原付	300	150	3,200		9,000	
5	市立紺屋町第２自転車駐車場（ＪＲ高槻駅南）	800	自転車	200	100	1,400	2,900	3,900	8,100
			原付	300	150	4,000		11,400	

6	市立紺屋町自転車駐車場 （ＪＲ高槻駅南）	2,000	自転車	200	100	1,400	上段 2,600 下段 2,900	3,900	上段 7,200 下段 8,100
			原　付	300	150	4,000		11,400	
7	市立高槻駅北地下自転車駐車場 （ＪＲ高槻駅北）	1,300	自転車	200	100	1,400	上段 2,600 下段 2,900	3,900	上段 7,200 下段 8,100
			原　付	300	150	4,000		11,400	
			自二小型			4,500		12,900	
8	市立上牧駅自転車駐車場 （阪急上牧駅北）	1,714	自転車	210	100	1,360	2,820	3,890	8,000
			原付	310	150	3,970		11,300	
			自二小型						
			自二中型	420	210	4,500		12,830	
			自二大型			5,020		14,300	

運営時間　整理番号　1～5　　24 時間

〃　　〃　　6　　午前 6：00～午後 11:00

〃　　〃　　7　　午前 6：00～翌日午前 0:30

〃　　〃　　8　　午前 4：30～翌日午前 0:30

昼間一時料金は、午前 9:00～午後 4:00 までの利用者に適用

ミディ総合管理（株）が指定管理者として管理・運営

(3) 中心市街地の駐車問題

今日的な課題である中心市街地における駐車問題については、３箇所の駐車場を運営するとともに、「高槻市違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、指定した違法駐車等防止重点５路線のうち、違法駐車台数の多いアクトアモーレ南側に違法駐車等防止指導員を配置し、ドライバーに駐車場への誘導と助言・啓発活動を実施した。他の４路線については、瞬間駐車台数調査のみを行った。また、路外駐車場（※）設置等の届出受付を行うことにより、利用者の安全性確保や無届営業の防止を図っている。

※　路外駐車場…道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいう。（駐車場法第２条第２号）

①　市営駐車場の状況　　（令和８年４月１日現在）

整理番号	名　　称	収容可能台数（台）	料金（円）				運営時間
			一　時		定　期		
			昼　間	夜　間	１か月		
					全　日	昼　間	

1	市営 高槻駅南 立体駐車場	150	100（20分までごとに）	600	26,200	17,800	午前6：00～午後11：00
2	市営 桃園町 駐車場	177	100(20分までごとに)	600	―	―	午前8：00～午後10：15
3	市営 高槻駅 北地下 駐車場	441	100（20分までごとに）	600	26,200	21,000	午前7：00 ～翌日午前0：30

※　夜間一時料金は、各駐車場の運営時間内に入庫し、運営時間外も継続して駐車する利用者に適用
　　昼間定期料金は、各駐車場の運営時間外の駐車不可
　　タイムズ・太平ビルグループが指定管理者として管理・運営

②　違法駐車等防止活動

違法駐車等防止重点５路線における令和７年度の瞬間駐車台数は、平成８年度の事業開始時に比べ７１％減少し、前年度比で１％減少した。

９　住　　宅（住宅政策課）

本市は、大阪都市圏への人口集中に対応して、これまで京阪神の良好なベッドタウンとしての役割を果たしてきた。この中にも低額所得者・高齢者・障がい者等、住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットとしての公的賃貸住宅は必要であり、その一翼である市営住宅の管理・整備に取り組んでいる。

また、他の公的賃貸住宅への入居相談をはじめ、様々な住宅に関するトラブル・相談事項に丁寧に応じ情報を提供している。

(1) 市営住宅管理業務

市営住宅（川西住宅、春日住宅、富寿栄住宅）３８６戸及び市営住宅駐車場２４１区画の管理を行う。（令和８年４月１日現在）

(2) 富寿栄住宅の建て替え

富寿栄住宅については、ＰＦＩ事業により令和８年度の事業完了に向け、建て替え事業を推進する。

(3) 住宅施策の推進

・高齢者等の入居相談など、住宅に関する様々な相談に対して情報提供を行うとともに、各種住宅施策を検討・実施する。
・生産年齢世代の市内定住を促進するため、「三世代ファミリー定住支援事業」を実施する。
・長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた、「長期優良住宅」の認定事務を行う。
・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付

き高齢者向け住宅」の登録事務を行う。

・適切に管理されていない空家の改善を図り、市民の安全・安心の確保に努めるとともに、健全な空家については流通や利活用を促進するなど、空家対策を推進する。

・住宅確保要配慮者の入居を拒まない「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」の登録事務を行う。

・居住支援法人等が住宅確保要配慮者の日常の安否確認、訪問等による見守り及び福祉サービスへのつなぎを行う「居住安定援助賃貸住宅」の認定事務を行う。

・マンションの管理水準の維持向上と管理状況が市場において評価される環境整備が図られるための各種施策を推進する。

10　下水道（下水河川企画課）

本市の公共下水道事業は、昭和３６年３月、建設省告示第５１５号によって、高槻都市計画下水道事業として計画決定され、同時に事業が実施された。

その後、大阪府が流域下水道計画を策定したのに伴い、昭和４５年８月、流域関連公共下水道として計画変更を行った。当時は、公共用水域の水質汚濁が激化し、これに対応するため合流式を分流式に見直す指導等が建設省よりなされ、本市においても昭和５４年１１月、一部実施区域を除き、分流式に計画変更し、汚水整備は平成２７年度末に概ね完了した。近年では気候変動の影響により、計画降雨を超える集中豪雨による浸水被害が発生しており、浸水リスクの軽減のため、平成２５年２月に策定した「高槻市総合雨水対策基本方針」及び平成２７年２月に策定した「高槻市総合雨水対策アクションプラン」に基づき、雨水対策施設の整備、雨水流出抑制・保水機能の保全、水害に対する備えを行う。

一方、下水道を取り巻く経営環境は、これまでに整備した下水道施設の老朽化対策や災害リスクへの対応などに伴う投資的経費の増加に加え、人口減少による使用料収入の減少が見込まれるなど、一層厳しさを増している。このような状況のもと、経営の透明化を図るとともに、より効果的かつ効率的な事業経営を行うため、平成２８年４月に地方公営企業法を適用し、企業会計に移行するとともに、平成２９年３月には、計画期間を１０年とする「高槻市下水道等事業経営計画」を策定し、持続可能な経営に取り組んでいる。また、平成３０年２月に下水道施設の施設管理と改築更新の方針と実施計画を示した「高槻市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、予防保全型の維持管理を推進している。

(1) 現　　況

（令和８年３月３１日現在）

全　　市　　域	世　　帯　　数	167,100　世帯
	人　口　　A	343,113　人
公共下水道整備済区域	面　　積	3,296　ha
	人　口　　B	342,115　人
	人口普及率B／A	99.7　%

(2) 受益者負担金

公共下水道の整備により水洗化が可能となった地域は、地域環境が改善され、地価が上がる等の利益を

受けるので、受益者に建設費の一部を負担してもらい、未整備地域の下水道を１日も早く整備しようとするものである。

根拠法令（高槻市北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例）

条例＜制定＞	昭和４７年１２月２７日（条例第６４号）
＜改正＞	昭和６１年　３月３１日（条例第１３号）
＜改正＞	平成１４年　３月２７日（条例第　９号）
＜改正＞	平成１７年　３月２５日（条例第１４号）
＜改正＞	平成１７年　９月２９日（条例第４１号）
負担率	１／５
加算額	市街化調整区域内にあっては１平方メートル当たり８２０円を加算
納付方法	・市街化区域に係るものは３年間６回分割納付 ・市街化調整区域に係るもののうち、所有等する土地の面積が１００㎡未満のものは５年間１０回分割納付、所有等する土地の面積が１００㎡以上１０００㎡未満のものは８年間１６回分割納付、所有等する土地の面積が１０００㎡以上のものは１０年間２０回分割納付
納期前納付報奨金	・市街化区域にあっては、納期前納付月数に期別納付額の 100 分の１を乗じて得た額 ・市街化調整区域のうち、分割納付期間が５年であるものにあっては、納期前納付月数に期別納付額の 100 分の 0.538、８年であるものにあっては 100 分の 0.318、１０年であるものにあっては 100 分の 0.25 を乗じて得た額

負担区名	設定年度	徴収開始年度	単位負担金額	地積
中負担区	昭和４２年度	昭和４２年度	95 円／㎡	343.00 ha
東負担区	昭和４８年度	昭和４８年度	194 円／㎡	240.50 ha
南負担区	昭和４８年度	昭和４８年度	194 円／㎡	229.50 ha
南第２負担区	昭和６０年度	昭和６０年度	420 円／㎡	33.40 ha
中第２負担区	昭和６１年度	昭和６２年度	420 円／㎡	35.30 ha
西負担区	昭和６１年度	昭和６２年度	490 円／㎡	441.31 ha
西第２負担区	昭和６３年度	平成 元 年度	490 円／㎡	141.19 ha
北負担区	平成 ２ 年度	平成 ３ 年度	490 円／㎡	1,246.00 ha
高槻負担区	平成 ６ 年度	平成 ７ 年度	490 円／㎡	512.00 ha
萩谷負担区	平成 ８ 年度	平成 ９ 年度	590 円／㎡	56.90 ha
三箇牧負担区	平成１０年度	平成１１年度	450 円／㎡	77.40 ha
高槻第２負担区	平成１４年度	平成１４年度	520 円／㎡	482.32 ha
高槻第３負担区	平成２１年度	平成２２年度	520 円／㎡	48.40 ha

(3) 下水道使用料（１か月につき）　　（平成１３年１２月１日適用）

一般用	基本料金	10 ㎥まで 767 円				
	超過料金 1 ㎥につき	11 ㎥～20 ㎥ 102 円	21 ㎥～50 ㎥ 169 円	51 ㎥～300 ㎥ 198 円	301 ㎥～1,000 ㎥ 239 円	1,001 ㎥以上 274 円
公衆浴場用	1 ㎥につき 30 円					

※　上記の料金には消費税及び地方消費税は含まれていない。

※　請求額は表に定めるところにより算定した額に 100 分の 110 を乗じて得た額となる。

(4) 水洗便所改造助成金及び貸付金

既設のくみ取り便所を取り壊して水洗便所に改造する費用（し尿浄化槽切替工事も含む）に対して、市民の負担を少なくするよう助成金と貸付金制度を設けている。

① 助成金

・対　　象　自己資金で改造する人で、供用開始後３年以内に既設くみ取り便所を水洗便所に改造し、排水設備を完備したものに対して交付している。

・助成金額　１設備につき２万円

② 貸付金

・対　　象　供用開始後３年以内に既設くみ取り便所を水洗便所に改造するものに対して貸し付けている。

・限 度 額　１設備につき３０万円以内

・利　　息　無利息

・返済方法　３０か月以内月賦返済（１設備につき毎月１万円返済）

(5) 水洗化の状況　　（令和８年３月３１日現在）

年度	処理区域内（水洗化可能）人口 (A)	水洗化実施人口 (B)	処理区域内水洗化率 B／A (%)
令和７年度	342,115 人	337,172 人	98.6

11　公設浄化槽（下水河川企画課）

公共下水道の整備対象区域外である樫田地区及び川久保地区において、生活環境の改善、公衆衛生の向上を図るため、平成２４年度から５年間、市が個人の住宅ごとに合併処理浄化槽を整備する公設浄化槽事業を実施し、８７基を設置した。今後も公設浄化槽の維持管理（保守点検、清掃、水質検査等）の財源に充当するため、使用者から浄化槽の人槽に応じた使用料を賦課・徴収する。

区　分	設置基数	使用料（円／月）
５人槽	71	4,714
７人槽	14	5,552
１０人槽	2	6,914
合計	87	

12　河　川(下水河川企画課)

本市の河川は淀川を骨格にして、１２本の一級河川と５本の準用河川が本市を南北に貫流している。地形的には北部は山地・丘陵地であるが、名神以南の中心部からは築堤河川となり、南部については堤防に囲まれた宅地・農地を形成し、水路及びポンプ場により排水を行っている。

一級河川の管理は、淀川及び芥川の下流部が国土交通省直轄で、その他は大阪府が管理を行い、準用河川は高槻市が管理している。令和７年６月には、芥川とその支川（女瀬川、真如寺川、西山川、東山川、田能川）が特定都市河川及び特定都市河川流域に指定され、特定都市河川浸水被害対策法に基づく浸水被害の防止・軽減対策に取組むとともに、未改修区間の早期整備を大阪府に要望している。

(1) 河川数

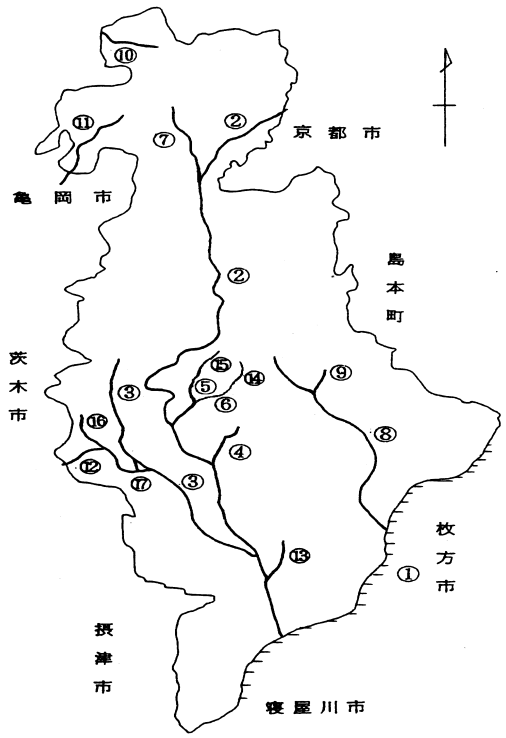
区 分	一級河川	準用河川	計
本数（本）	12	5(2)	17(2)
延長（m）	57,900	6,550	64,450

（注）準用河川には、一級河川の上流部に位置するものがあり、河川本数が重複している。
（　）数は重複河川数

(2) 河川一覧

番号	河　川　名	指定流路 延長（m）	市内河川延長（m）	河川区分・管理者
①	淀　　川	35,400	12,000	一級河川　国土交通省直轄
②	芥　　川	22,048	22,048(2,700＋19,348)	一級河川　国土交通省直轄・府管理
③	女　瀬　川	5,960	5,960	一級河川　府管理
④	真如寺川	977	977	一級河川　府管理
⑤	西　山　川	915	915	一級河川　府管理
⑥	東　山　川	679	679	一級河川　府管理
⑦	田　能　川	3,652	3,652	一級河川　府管理
⑧	檜　尾　川	6,152	6,152	一級河川　府管理
⑨	東檜尾川	804	804	一級河川　府管理
⑩	年　谷　川	1,368	1,368	一級河川　府管理
⑪	安　威　川	28,213	2,600	一級河川　府管理
⑫	土室川分水路	1,080	745	一級河川　府管理
⑬	新　　川	1,290	1,290	準用河川　市管理
⑭	東　山　川	500	500	準用河川　市管理
⑮	西　山　川	1,000	1,000	準用河川　市管理
⑯	土　室　川	2,460	2,460	準用河川　市管理
⑰	氷　室　川	1,300	1,300	準用河川　市管理

河 川 図



(3) 水路整備及び維持補修事業

家庭排水等の流入による悪臭等については、公共下水道の普及に伴い改善されてきている。今後も市民との協働により環境に配慮した水路整備事業を実施していく。

(4) 水防事業

降雨による災害時の初動体制の確立と強化を図るため、市内１０か所に雨量計を、市内１３か所に水位計を設置し、雨量・水位監視システムにより、防災監視室で常時監視している。

また、浸水被害を未然に防止するため、市民が自由に使える土のうの置き場として、土のうステーションを７４基設置している。ソフト面の取組では、災害時に安全に避難できるよう、内水はん濫や外水はん濫、土砂災害の危険箇所を示した水害・土砂災害ハザードマップを作成・全戸配布し、市ホームページに学習動画も公表している。

① 雨量観測

観測場所	所在地	設置年月
樫田支所	大字田能小字スハノ下１１	昭和５８年９月
北清水幼稚園	安岡寺町六丁目２番２号	〃
公園墓地	安満御所の町５番１号	〃
阿武野中学校	氷室町五丁目７番１号	〃
消防本部	桃園町４番３０号	〃
消防大冠分署	辻子二丁目２番１８号	昭和６３年３月
南総持寺町	南総持寺町７７７番地	令和　６年３月
消防三箇牧出張所	唐崎中一丁目３番３号	昭和６３年３月
井尻一丁目取口	井尻一丁目地内	令和　６年３月
柱本六丁目取口	柱本六丁目１７番１号	平成２０年３月

② 水位観測

観測場所	水路名	設置年月
宮野町	北大冠水路	昭和６１年９月
宮田町	五者井路	〃
春日町	東部排水路	〃
寿町	日野川	〃
西大樋取口	番田水路	昭和６３年３月
朝日町	高槻西雨水幹線	昭和６３年９月
牧田町	津之江水路	〃
日野川取口	日野川	〃
柳川取口	柳川	平成元年５月
上土室	土室川分水路	平成３年６月
津之江取口	津之江水路	平成７年４月
上牧南駅前町	上牧新川	平成２９年３月
上の池公園	上の池	平成２１年３月

③ 水防資材の備蓄

高槻市内の５か所の水防倉庫と芥川水防センターに水防資材を備蓄し、災害に対して万全を期している。

水防倉庫	如　是	清　水	芥　川	磐　手	阿武野	芥川水防ｾﾝﾀｰ	計
土のう（袋）	4,400	1,000	8,400	13,500	13,000	10,000	50,300
杭　　（本）	344	545	145	1,515	490	150	3,189
そ　の　他	一輪車、スコップ等の１７品目を常時管理						

13　用排水（下水河川企画課）

治水、利水機能を整備する本来の改修に加えて、水辺空間の活用や自然環境への負荷を軽減した自然にやさしい整備を引き続き実施していく。

なお、土地改良区や水利組合等の地元施行の土地改良事業については、市独自の補助事業として支援を行っている。

14　番田熱利用センター（下水河川企画課）

淀川右岸流域下水道高槻水みらいセンターの汚泥焼却炉の発生熱を利用した施設。２５m×４コースのプール、幼児用プール、ジャグジーなどがある。

処理場周辺の生活環境の向上（市民のレクリエーションの普及と健康の保持増進等）と下水道資源の有効利用を図る目的で、番田二丁目に総工費約９億５千万円をかけ建設し、平成１０年７月６日にオープンした。

平成１８年度より指定管理制度を導入しており、令和８年度からの５年間は、株式会社エヌ・エス・アイ　三菱電機ビルソリューションズ株式会社　株式会社入谷商会　共同企業体が指定管理者として管理運営を行っている。

(1) 概　　要

所 有 地　　番田二丁目１３番３号
構　　造　　鉄筋コンクリート一部鉄骨造り地上２階建て
敷地面積　　２，１９１．３５㎡
建築面積　　１，２５０．２８㎡
延べ床面積　２，３３６．８０㎡
主要用途　　温水プール　　①　２５m×４コース
　　②　幼児用プール
　　③　ジャグジー
駐車台数　　普通自動車２５台、身障者用２台
駐輪台数　　７５台
開館時間　　平　日・・・午前９：００～午後８：００
　　木曜日・・・午後３：００～午後８：００
　　（但し、令和８年５月７日～令和８年１１月２６日までの期間）
　　土・日曜日、祝日・・・午前９：００～午後６：００

休 館 日　　１２月２９日～翌年１月３日、高槻水みらいセンター汚泥焼却炉の定期点検期間

(2) 利用料金　　（１人１回につき）

個　人	一般	520 円 障がい者 260 円	団　体	30 人以上	所定料金の 90%に相当する額
				50 人以上	所定料金の 80%に相当する額
	小学生・中学生・高齢者	260 円 障がい児及び障がい者 130 円		100 人以上	所定料金の 70%に相当する額

備考　１　「一般」とは、就学前の児童、小学生、中学生及び高齢者を除いた者をいう。

２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

３　「所定料金」とは、個人の入館料の額をいう。

４　就学前の児童は無料。

５　個人の入館料については別に定めるところにより、回数券をもって納付することができる。この場合において、当該入館料の額は１１回分綴りで、一般にあっては５，２００円（障がい者２，６００円）とし、小学生・中学生・高齢者にあっては２，６００円（障がい児及び障がい者１，３００円）とする。

(3) 令和７年度利用者数

① 開 館 日 数　　延べ３４８日間（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

② 年間利用者数　　６４，６６１人

③ １日平均利用者数　　１８５．８人／日

15　公　園（公園課）

都市公園（都市計画公園・その他の都市公園）としては、公園数２２８箇所、面積２０８．８９ｈａが開設されているが、市民１人当たりの都市公園面積は６．０８㎡／人となり、高槻市都市公園条例に規定する敷地面積標準である１０．０㎡／人の６割程度の水準にある。

(1) 公園及び児童遊園　　（令和８年３月３１日現在）

区　分		都市計画公園						その他の都市公園		開設公園(計)	
		計画決定		開　設		未開設		開　設			
		箇所数	面　積 (ha)	箇所数	面　積 (ha)	箇所数	面　積 (ha)	箇所数	面　積 (ha)	箇所数	面　積 (ha)
都市公	街区公園	42	11.86	42	12.08	0	0.01	173	33.16	215	45.24
	近隣公園	6	12.06	6	12.06	－	－	－	－	6	12.06
	地区公園	2	10.20	2	9.03	0	1.30	－	－	2	9.03

園	総合公園	2	50.90	2	56.68	－	－	－	－	2	56.68
	風致公園	1	37.20	1	42.70	－	－	－	－	1	42.70
	墓　園	1	33.00	1	13.08	－	－	－	－	1	13.08
	国営公園	1	242.30	1	30.10	0	212.20	－	－	1	30.10
計		55	397.52	55	175.73	0	214.65	173	33.16	228	208.89
児童遊園										387	11.21

※　市民一人当たり都市公園面積（児童遊園を除く）

開設面積／令和８年３月３１日現在人口 ＝２０８．８９ｈａ／３４３，１１３人 ≒６．０８㎡／人

(2) 高槻城公園(地区公園)

昭和３１年に開設された、面積４．４７ｈａの本公園は、都市公園の持つ機能を十分活用できるよう、散策、休息等の施設として、城の壁を模した石垣、池を中心としたゾーンのほか、遊びとつどいの場として芝生や遊具等を中心とした広場を設けている。

(3) 摂津峡公園(風致公園)

本公園は、総面積４２．７０ｈａの風致公園として山林地帯に設置され、公園東沿いには芥川が流れ、自然の立地条件に恵まれた景勝地である。

公園全体が自然の散策休息地であり、展望台も設置している。桜広場の一帯には、約８００本の桜の木があり、芝生や遊具広場のほか、野外ステージも設けており、さくら祭りをはじめ、花見を楽しむ多くの人々に利用されている。また、敷地内の一部には青少年レクリエーション施設としてキャンプ場も設置している。

(4) 芥川緑地（街区公園）

本公園は、芥川の中流域「摂津峡」と連続しており、住宅地と芥川に挟まれている都市近郊に残された貴重な自然緑地である。総面積８．３０ｈａの公園内には、高槻市立自然博物館をはじめ、四季を通じて自然を満喫することができる自然体験ゾーンなども設けており、広く市民に利用されている。

令和６年３月に大阪医科薬科大学の監修の下、関西最大級３０基の健康遊具数を備えた健康づくり広場（アクトレ）が開園し、あらゆる世代が健康増進に取り組める場となっている。

(5) 高槻市立自然博物館（あくあぴあ芥川）

芥川を中心とした高槻の自然に関する常設展示や企画展示を行うとともに、淡水魚・植物・鳥類・昆虫等の自然講座及び子どもを対象とした工作教室やワークショップ、更には学芸員などによる専門的な連続講座等を実施し、自然環境学習の機会を提供する。管理運営は、指定管理者（あくあぴあ芥川共同活動体）が行っている。

所　在　地　　南平台五丁目 59 番 1 号（芥川緑地内）　　開館年月日　　平成 6 年 7 月 10 日

開 館 時 間　　午前 10 時～午後 5 時　　休館日は毎週月曜日（祝休日の場合は翌平日）、年末年始（12

月 28 日～翌年 1 月 4 日）

来 館 者 数　　令和 7 年度　来館者数 76,177 人

事業の概要（令和 7 年度）

事　業　名	内　　容
展　　示	芥川に生息する淡水魚の生体展示のほか、魚類・鳥類等各種標本の展示、自然・文化・歴史に関するパネル展示を実施した。 また、企画展「楽器の生き物たち」、「みぢかな自然の色さがしー生きものたちの色ー」などを開催した。
自然観察会・講座	植物、鳥類、両生類、魚類、昆虫類、岩石・地質について、自然観察講座及び各種講座を開催した。 （みんなの魚とり」「高槻のカエルさがし」「「川のイモムシを探せ！」「秋の木の実・草のタネ」「川原の石ころ」など）
子ども自然ワークショップ	資料や標本を利用し、高槻の自然や生物を紹介するとともに、コミュニケーションをとりながら参加者の体験を補助することで、自然や生物に興味を持つきっかけを提供した。（「いろんなタネ」「いきものカレンダーづくり」など）
企 画 事 業	子どもの自然への興味を育むために、自然素材を活用した工作教室やおはなし会を開催した。また、啓発イベントとして、市内で活動する団体やボランティアと協働・連携して、各種講座を開催した。 （「あくあぴあバックヤードツアー」「あくあぴあクラシック・ファミリーコンサート」など）

(6) 萩谷総合公園（総合公園）

萩谷総合公園は、総面積３４．９２ｈａで、プロスポーツの公式試合も開催されるサッカー場、野球場及び８面のテニスコートからなる“運動系ゾーン”、家族連れなどが楽しめる多目的広場やわんぱく広場などの“休養･遊戯ゾーン”、森林浴、森林体験や野鳥観察なども楽しめる体験の森、観察の森、チョウの里、梢の森などの“自然系ゾーン”がある総合公園である。

公園全体で緑地を７０％以上残し、高槻市の恵まれた自然環境を生かした公園で、園内を通る東海自然歩道、隣接する摂津峡公園とネットワークを図りながら、自然と親しむ場、スポーツ活動の場として利用されている。管理運営は、指定管理者（高槻みらい創造パートナーズ）が行っている。

(7) 古曽部防災公園（地区公園）

古曽部防災公園は総面積４．５６ｈａの本格的な防災機能を備えた地区公園である。身近な市民の憩いの場として多目的広場には大型複合遊具や健康遊具、またスポーツ・レクリエーションの場として体育館・軟式野球場がある。大地震などの災害発生時には、市民の広域避難地としての機能を有するほか、全国からの救援物資等を受け入れ、供給を行う総合的な物流の機能を備えた北部総合防災拠点となる。管理運営は、指定管理者（高槻みらい創造パートナーズ）が行っている。